

公益社団法人全日本学生スキー連盟
加盟大学スキー部 部長・顧問 各位

公益社団法人全日本学生スキー連盟
会長 若月 等
「印章省略」

専門委員候補者の推薦について（依頼）

平素から、本連盟の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年は専門員の交代期にあたりますので、専門委員候補を各大学スキー部からご推薦いただくことになりました。専門委員の資格等に該当される方がおられましたら、候補者を同封の所定様式にて10月31日（木）までに推薦くださいますようお願い申し上げます。但し定員に満たない場合は、そのまま締め切りを延長いたしますので、多少遅れてもご推薦いただけますようお願いいたします。

ご推薦いただきました候補者につきましては、別途それぞれ、総務本部専門委員募集要項、競技本部専門委員募集要項をご覧ください推薦をお願い致します。なお、応募いただきました方については該当本部で調整の上、理事会の議を経てご委嘱させていただきます。

各部会の定員を超えた場合等でご委嘱できない場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 任期
令和元年11月11日から令和3年10月31日
2. 推薦基準
 - (1) 本連盟の規約規程等の趣旨に則り、的確な人材で有る事
 - (2) 推薦者は当連盟の事業に積極的に参加できること
3. 推薦の締切
令和元年10月31日（木）まで（但し、定員に満たない場合は締め切りを延長する）
4. 推薦書
別紙の「専門委員推薦書」・「候補者経歴書用紙（各1枚）」にご記入下さい。
5. 推薦書の送付先
同封の返信用封筒で全日本学生スキー連盟事務局までご送付願います
（郵送料はご負担願います）
6. 推薦者の決定
 - (1) 本連盟専門委員規程及び本部専門委員選考基準により、各本部で選出し、理事会の選任を得て本連盟会長が委嘱する
 - (2) 採用・不採用の理由は公表しません

添付資料

- (1) 専門委員推薦基準……………資料1
 - (2) 専門委員推薦書、候補者経歴書用紙…資料2
 - (3) 委員及び委員会規程……………資料3
 - (4) 専門委員選出要領……………資料4
- ※選出要領には教育本部の記述がありませんが、競技本部に準ずるものとします。

以上

公益社団法人全日本学生スキー連盟総務本部専門委員推薦基準

加盟大学スキー部部長・顧問及び OB/OG 会長は総務本部専門委員の推薦に当たり、次の各号を遵守しなければならない

- (1) 総務本部の事業と運営に積極的に参加できるもの
- (2) 理事会等の会議などに出席し議事録を作成することができるもの

選考基準

- (1) 東京近県に居住し、事務所での作業が可能なもの
- (2) 業務に必要なスキルを有することが望ましい
 - ①PC の操作が出来るもの (Word/Excel/インターネット/メール等)
 - ②文書の整理
 - ③文章の校正・編集
 - ④PC での各種会議議事録作成、報告書の作成
 - ⑤書道、写真撮影

公益社団法人全日本学生スキー連盟競技本部・教育本部専門委員推薦基準

加盟大学スキー部部長・顧問及び OB/OG 会長は競技本部専門委員の推薦に当たり、次の各号を遵守しなければならない

競技本部・教育本部の事業と運営に積極的に参加できるもの

- ①連盟所属の選手の競技力・技術力向上に積極的に協力し参加が可能なもの
- ②競技・教育各々が実施する強化合宿に参加し、指導が可能なもの
- ③各競技のルールを理解し、資格を所持するもの
- ④ユニバーシアード選手選考に責任ある意見を具申し、参加に当たってはコーチを引き受けられるもの

選考基準

- (1) 必要な資格を有するもの
 - ①アルペン部・クロスカントリー部・ジャンプ部・コンパインド部・フリースタイル&スノーボード部・教育部
 - ・日本体育協会、SAJ 等の団体での公認資格のうち該当する競技に関し少なくとも1つ以上の資格有することが望ましい

専門委員推薦書

令和元年 月 日

公益社団法人全日本学生スキー連盟
会長 若月 等 殿

大学 スキー部
部長 印

大学 スキー部 OB・OG 会
会長 印

公益社団法人全日本学生スキー連盟専門委員として、推薦いたします。
なお、別紙のとおり専門委員候補経歴書を添付します。

- (1) 総務本部各部委員（希望される委員に丸印をつけ各氏名欄にご記入ください）

部	委員	氏 名	氏 名
総務部	総務委員		
運営部	運営委員		
広報部	メディア広報委員		
財務部	財務委員		
理事長直轄委員会	マーケティング委員		
	100周年記念事業特別委員		
総務本部直轄委員会	資格審査委員		
	倫理委員		
	規約検討委員		

- (2) 競技本部各部委員（希望される委員に丸印をつけ各氏名欄にご記入ください）

部	委員	氏 名	氏 名
クロスカントリー部	運営委員		
	強化委員		
ジャンプ部	運営委員		
	強化委員		
コンバインド部	運営委員		
	強化委員		
アルペン部	運営委員		
	強化委員		
フリースタイル&スノーボード部	スノーボード委員		
	フリースタイル委員		
	障がい者支援委員		
競技本部直轄委員会	医科学委員		
	2・3部対策委員		

- (3) 教育本部各部委員（希望される委員に丸印をつけ各氏名欄にご記入ください）

部	委員	氏 名	氏 名
教育部	運営委員		
	強化委員		
	北海道担当委員		
	東北担当委員		
	関東甲信越担当委員		
	中部担当委員		
	西日本担当委員		

専門委員候補者経歴書

氏名		携帯電話	—	—
E-Mail アドレス				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生
自宅住所・電話・FAX	〒			
	TEL	—	—	FAX — —
勤務先名・住所・電話・FAX	名称			
	〒			
	TEL	—	—	FAX — —
出身高校・卒業年月日	高等学校		年	月
出身大学・卒業年月日	大学		学部	年
所属する出身大学スキー部OB・OG会名				
種目(○印をお付けください) 主たる競技歴	クロスカンントリー・ジャンプ・コンバインド・アルペン・主務			
学連役員経歴 (理事・専門委員・役職名など)	理事	年	月	～
	専門委員	年	月	～

◎SAJ会員登録(下表の項目に○印をお付けください)

	現在の登録		今後の登録	
	学連	他都道府県	なし	学連 他都道府県
登録先SAJ所属団体名 (学連登録はスキー部OB・OG会名)			新規(現在の登録なし)・変更のみ記入	

◎SAJの資格

SAJ公認資格 競技関係		SAJ公認資格 教育関係	
指導員	技術・運営	指導員等	功労指・功労準・正指 準指・ホート指・CC指
技術代表(TD)	名誉・FIS・SAJ		
審判員資格	飛名誉・飛型A・飛型B・ 飛型C・飛FIS・フリーA	検定員	名誉・A・B・C CC
	フリーB・フリーC・ホート	パトロール	功労・パトロール・Dr
セッター	A・B		
計算員	A・CC		
公認旗門審判員	有		
飛距離判定員	有		

◎スポーツ指導員(日体協・SAJ)

			取得年月日(西暦)
競技関係	競技力向上指導者(コーチ)	A・B・C	年 月 日
教育関係	スキー教師	A・B・C	年 月 日
	スポーツ指導員	A・B・C	年 月 日

◎SAJ資格以外の運営に役立つ可能性のある資格、免許、特技など

--

令和元年 月 日

上記のとおり相違ありません

氏名 _____ 印

公益社団法人全日本学生スキー連盟
委員及び委員会規程

平成 19 年 6 月 25 日 施行
平成 21 年 6 月 14 日 改正
平成 28 年 4 月 2 日 改正
平成 28 年 5 月 14 日 改正
平成 30 年 12 月 1 日 改定

(根 拠)

第 1 条 本連盟は定款第 4 条に定める事業を遂行するために、本規定第 4 条 1 項に定める各委員会を置くものとし、本規定により、その運営に関する事項を定める。但し、役員候補指名・選出規則により定める役員選考委員会には、本規程は適用されない。

第 2 条 委員会の新設及び改廃は理事会の議を経て定める。

(目 的)

第 3 条 委員会は、理事会の諮問に応ずると共に、本連盟の行う事業及び各部、各委員会業務について、その円滑な運営に協力することを目的とする。

第 4 条 委員会の委員は理事及び連盟加盟大学から推薦された専門委員とする。

(委員会の種類と委員の所属)

第 5 条 本連盟の委員会は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長直轄については、マーケティング委員会、100 周年記念事業特別委員会とする。
- (2) 総務本部直轄については、資格審査委員会、倫理委員会、規約検討委員会、学生委員会とする。
- (3) 総務部については、総務委員会とする。
- (4) 運営部については、運営委員会とする。
- (5) 広報部については、メディア広報委員会とする。
- (6) 財務部については、財務委員会とする。
- (7) 競技本部直轄については、インカレ検討委員会、医科学委員会、2・3 部対策委員会とする。
- (8) クロスカントリー部は、運営委員会、強化委員会とする。
- (9) ジャンプ部は、運営委員会、強化委員会とする。
- (10) コンパインド部は、運営委員会、強化委員会とする。
- (11) アルペン部は、運営委員会、強化委員会とする。
- (12) フリースタイル&スノーボード部は、スノーボード委員会、フリースタイル委員会、障がい者支援委員会とする。
- (13) 教育部は、運営委員会、強化委員会とする。

2 委員の重任は妨げないものとする。

(委員の定員)

第 6 条 委員の定員は、各部業務に応じて理事会が定める。

(委員の選任)

第 7 条 委員は、理事及び理事会又は所属団体（加盟スキー部）の推薦を受けた専門委員候補者から理事会が選任し、本連盟会長が委嘱する。

(任 務)

第 8 条 委員の任務は、その所属する部の要請に従い、本連盟事業及び各部業務について定められた方針に基づいてその執行に協力する。

(任 期)

第 9 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、期間を定めることが適切でないものについては、設置の都度、理事会で定める。

(義 務)

第 10 条 委員は、委嘱された任務に優先的に参加しなければならない。

(解任及び資格の喪失)

第11条 委員は、次の各号に該当する場合には、理事会の議を経て解任又は資格を喪失する。

- (1) 前条の義務を怠ったとき。
- (2) 所属する所属団体(加盟スキー部)が本連盟を退会、又は資格を喪失したとき。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付；委員会および委員の定員

(1) 理事長直轄委員会

委員会名	委員の資格	専門委員の定員	備考
マーケティング委員会	理事及び専門委員	若干名	専門家
100周年記念事業特別委員会	理事及び専門委員	若干名	

(2) 務総務本部直轄委員会

委員会名	委員の資格	専門委員の定員	備考
資格審査委員会	理事及び専門委員	若干名	弁護士・医師など
倫理委員会	理事及び専門委員		
規約改正検討委員会	理事及び専門委員		
学生委員会	加盟大学所属学生	若干名	

(3) 総務本部各部委員会

部	委員	委員の資格	専門委員の定員
総務部	総務委員	理事及び専門委員	20名
運営部	運営委員		
広報部	メディア広報委員		
財務部	財務委員		

(4) 競技本部直轄委員会

委員会名	委員の資格	専門委員の定員	備考
インカレ検討委員会	理事	-	
医科学委員会	理事及び専門委員	若干名	医師・トレーナーなど
2・3部対策委員会	理事及び専門委員	若干名	

(5) 競技本部各部委員会

部	委員	委員の資格	定員
クロスカントリー部	運営委員	理事及び専門委員	20名以内
	強化委員		
ジャンプ部	運営委員		20名以内
	強化委員		
コンバインド部	運営委員		20名以内
	強化委員		
アルペン部	運営委員		20名以内
	強化委員		
フリースタイル・スノーボード部	スノーボード委員		20名以内
	フリースタイル委員		
	障がい者支援委員		

(6) 教育本部委員会

教育部	運営委員	理事及び 専門委員	20名以内
	強化委員		
	北海道担当委員		
	東北担当委員		
	関東甲信越担当委員		
	中部担当委員		
	西日本担当委員		

(附則)

本規程の改定は平成30年12月1日より施行する。

公益社団法人全日本学生スキー連盟
専門委員選出要領

平成 19 年 6 月 25 日 施行
平成 21 年 6 月 14 日 改正
平成 29 年 9 月 16 日 改正
平成 30 年 12 月 1 日 改訂

第 1 条 この要領は、委員及び委員会規程第 6 条に基づき、専門委員の選出に関する必要な事項を定める。

第 2 条 本連盟会員（以下加盟スキー部）から推薦する専門委員候補者の人員は、次に掲げるとおりとする。但し、医科学委員は本条の適用外とする。

- (1) 総務本部各部専門委員候補は、総務本部専門委員として、各加盟スキー部 2 名以内とする。
 - (2) 競技本部各部専門委員候補は、競技本部各部ごとにそれぞれ加盟スキー部 2 名以内とする
- 2 理事会が推薦する専門委員候補は第 1 項各号の他に、該当大学スキー部に推薦を依頼することができる。但し、医科学委員については、理事会より直接本人へ依頼することが出来る。

第 3 条 専門委員候補は、通常の役員改選期の 10 月末日までに推薦するものとする。

第 4 条 専門委員候補者は、次に掲げる要件を有する者を推薦するものとする。

- (1) 加盟スキー部が所属する大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 在学中スキー部に在籍し、スキー部 OB・OG 会会員であること
- (3) 加盟スキー部部長の及びスキー部 OB・OG 会の代表者の推薦者
- (4) 競技本部専門委員は、SAJ 有資格者及び資格取得の意思のある者
- (5) 原則として、本連盟から SAJ 会員登録をすることができる者
- (6) 総務本部専門委員は、原則として東京都及び東京近県在住者とする
- (7) 前項に関わらず会長及び理事会が承認した者

第 5 条 この要領の改廃は、理事会の決議による。